

第33回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

小売全面自由化の詳細制度設計等について

平成28年6月16日

1. 導管整備方針について

2. 新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について

1 ① 天然ガスパイプライン整備における国の役割について

- 今回の費用便益分析は、あくまでモデルルートに係るものとして行ったものであり、少なくとも現時点においては、整備すべき具体的なルートとしての御提案ではないが、費用便益分析の方法、特に「便益の考え方」については、本日の御議論も踏まえ、更に整理する必要があるものと考えられる。
- また、本小委員会における議論を踏まえ、天然ガスパイプラインの整備を下支えする制度的措置として、**天然ガスパイプラインの整備促進に資する需要調査・需要開拓に係る費用**については、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価への算入を可能とする措置などを講ずる予定であるが、**天然ガスパイプライン整備における国の役割**は、こうした必要な天然ガスパイプラインが整備され得る「環境整備」を行うというものである。(注)
- このため、**天然ガスパイプラインの整備主体**はあくまで**民間事業者**であることを踏まえれば、**整備すべき天然ガスパイプラインの具体的なルート**を国のみが選定し、これを一方的に**民間事業者**に提示するという手法は適当ではないことから、**今般の導管整備方針**は、整備すべき具体的なルートを示すものではない。

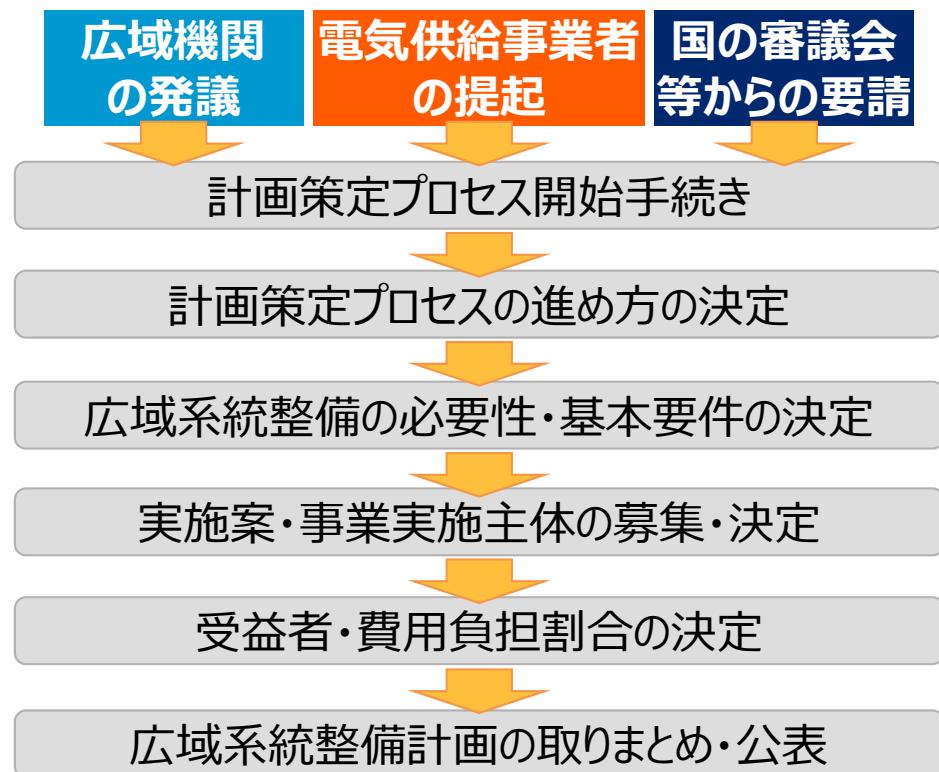
(注) 必要な天然ガスパイプラインが整備され得る環境整備の一環として、必要に応じて、天然ガスパイプライン整備コストの低減に資する国による支援策や導管敷設に係る規制緩和等についても継続的に検討していくことが適当。

1 ② 必要な天然ガスパイプライン整備を具体的に進めるための仕組みについて

- 今後、必要な天然ガスパイプラインの整備を具体的に進めるためには、その導管の要件や整備主体などを決めていく必要があるが、例えば、電力広域的運営推進機関においては、必要な送配電ネットワークの整備を進めるための仕組みとして、以下のような仕組みが整えられているところであり、この仕組みの中で、①整備すべき個別具体的な送配電ネットワークの基本要件、②整備主体、③受益者、④費用の負担割合などを詳細に検討することとなっている。 (注)

(注) 実際、この仕組みの中で、東北東京間連系線・東京中部間連系設備（FC）の整備に向けた具体的な検討が進められている。

電力広域的運営推進機関における送配電ネットワークの整備促進のための仕組み



(参考) 広域系統整備委員会 委員名簿

- また、広域系統整備計画の検討を進めるに当たっては、中立者や事業者をまじえた広域系統整備委員会において具体的な議論が行われることとなっている。

電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会 委員名簿

委員長

古城 誠 上智大学 法学部地球環境法学科 教授 (敬称略)

委員 (中立者)

伊藤 麻美 日本電鍍工業(株) 代表取締役
岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 特任教授
大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授
加藤 政一 東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授
工藤 祐子 (株)三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長
田中 誠 政策研究大学院大学 教授 (敬称略・五十音順)

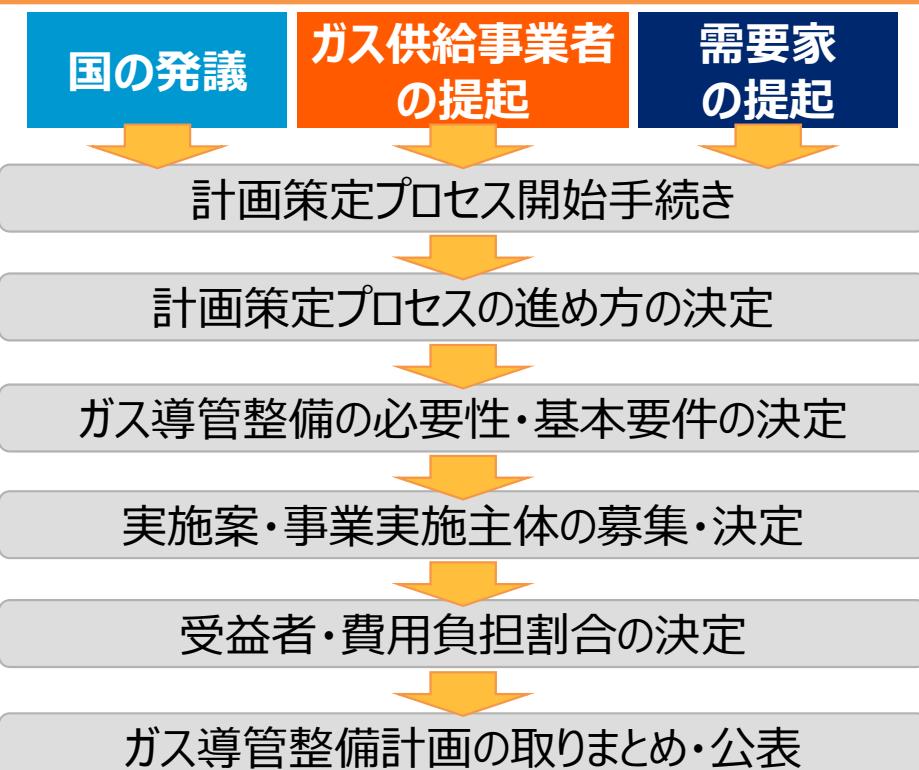
委員 (事業者)

大村 博之 JXエネルギー(株) 執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー電気事業部長
坂梨 興 大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長
伊藤 久徳 中部電力(株) 執行役員 グループ経営戦略本部 部長
福田 隆 関西電力(株) 執行役員 電力流通事業本部 副事業本部長
松島 聰 日本風力開発(株) 常務執行役員
柳生田 稔 昭和シェル石油(株) 執行役員 電力事業部長 (敬称略・五十音順)

1 ② 必要な天然ガスパイプライン整備を具体的に進めるための仕組みについて

- このため、必要な天然ガスパイプラインの整備を具体的に進めるための仕組みとして、国において、前述の電力広域的運営推進機関における仕組みに倣った仕組みを整備することとしてはどうか。
- 具体的には、我が国の天然ガスパイプラインの整備については、今後、事業者の自主的な取組に委ねた場合には、部分最適的な整備にとどまる可能性が高く、全体最適的な天然ガスパイプライン形成が図られるとは限らないということを肝に銘じつつ、①天然ガスの利用向上、②地下貯蔵施設の活用、③競争促進、④供給安定性の向上などの観点から引き続き検討することとし、国の発議、ガス供給事業者の提起、需要家の提起によって検討プロセスが開始される以下の仕組みの中で、具体的な検討を行っていくこととしてはどうか。
- また、こうした検討を円滑に進めるため、導管整備に関する専門的知見を有する中立者や事業者で構成される会議体を設置することも併せて検討する必要があるのではないか。

天然ガスパイプラインの整備促進のための仕組み



(注1) 天然ガスパイプラインだけではなく、LNG基地や火力発電所を含めた検討を行うことがあり得る。

(注2) 改正後のガス事業法においては、導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設したところであるが、この制度は、ある事業者が他の事業者に対して、導管接続に係る協議を申し入れた場合にはじめて機能する制度であり、いずれの事業者も現在の「部分最適」に安住して、こうした申入れを行わなかった場合には、必要な天然ガスパイプラインの整備を促すことができない。このため、国の発議等によって検討プロセスが開始されるこの仕組みは、上記の制度的な限界を鑑みても意味のあるものである。

(注3) 天然ガスパイプライン敷設に係る直近の動きとしては、本年6月2日に、京葉ガスと大多喜ガスが、内房地区の新たなパイプライン建設の調査・検討を開始する旨を発表している。

(注4) 例えば、高規格幹線道路（高速道路等）は、地域の発展の拠点となる地方の中心都市を効率的に連絡するということなどが、その果たすべき機能であると整理されている。

1 ② 必要な天然ガスパイプライン整備を具体的に進めるための仕組みについて

- 他方、**関係事業者**においては、前頁の検討プロセスが開始されることを待つことなく、それぞれの立場において、①天然ガスの利用向上、②地下貯蔵施設の活用、③競争促進、④供給安定性の向上などの観点から、**全体最適的な天然ガスパイプライン**をどのように整備していくかを主体的に考え、これを実行に移していくことが期待される。

1. 導管整備方針について

2. 新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について

2 ① 本日の論点について

- 開閉栓の論点については、第25回の本小委員会（平成27年11月10日）において9頁と10頁のとおり整理したところであるが、**新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を、既存のガス会社等に対して委託しやすい環境を整備するための方策について**は継続論点となっていた。
- この点、**現在、既存のガス会社は、消費機器調査等の業務を、①その関連会社等^(注1)に行わせていたり、②自らが行っている**ところ、ガス小売事業への新規参入を行いやすい環境を整備するとともに、小売全面自由化後、需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するためには、**上記の方策をいかに実効的なものとするかが論点。** ^(注2) ^(注3)

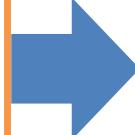
(注1) 関連会社等とは、既存のガス会社と資本関係のある関連会社に加え、資本関係がない会社等が含まれる。

(注2) ガス事業法上、消費機器調査や危険発生防止周知はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、これらの業務は、ガス小売事業者が自らの責任において行うことが基本。

(注3) 本論点における議論の対象は、開栓時にガス小売事業者が行うこととなる消費機器調査や危険発生防止周知のみならず、①使用開始時の開栓、②使用終了時の閉栓、③定期保安点検が含まれる。

【継続論点】

開閉栓について。

- 
- 前々回の本小委員会（9月15日）においては、**内管漏えい検査や緊急保安のために行う開閉栓**については、**一般ガス導管事業者がその責任を有すること**とし、前回の本小委員会（10月19日）においては、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、**物理的な開閉栓作業は不要であると整理**したところである。
 - いわゆる「スイッチ」以外の場合において、ガス小売事業者が需要家に対して新たに小売供給を開始する場合には、次頁の4つのケースが想定されるところ、まず、**ケースAの場合**には、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査のための開栓を行い、その後、ガス小売事業者が続けて消費機器調査等を行うため、**ガス小売事業者による開栓行為は不要**である（現在においても、内管漏えい検査終了後の閉栓はなされておらず、続けて消費機器調査等が行われている。）。
 - 次に**ケースBの場合**には、ガス小売事業者によるガス種の適応性確認等の消費機器調査が終了していないにもかかわらず、需要家がガスの使用を開始することは保安上適当ではないため、**一般ガス導管事業者は内管漏えい検査終了後に閉栓を行う必要**があり、これに伴って、**ガス小売事業者は小売供給を開始するに当たり、開栓を行うことが必要**となる。
 - また、**ケースDの場合**には、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者から**委託を受けた者が内管漏えい検査のための開栓を行った後、続けて消費機器調査等を行うこと**となる（消費機器調査のための開栓は不要。）。
 - なお、観念的には**ケースCの場合**も考えられるところであるが、保安を確保する観点からは、まず、内管漏えい検査を行い、その後、消費機器調査等を行うことが適当であると考えられることから、この点については、今後、ガスシステム改革保安対策WGにおいても御議論いただく予定。
 - いずれにしても、需要家の利便性を損なわないという観点からは、**ケースAやケースDの場合が最も適当**であることから、**新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を一般ガス導管事業者等に対して委託しやすい環境を整備**するための方策について、引き続き事務局において整理した後、本小委員会に提示させていただくこととしたい。

開栓実務のイメージ

A：一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース

導管

※両者の作業は連続してなされる。

小売

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査を実施。

- 続けて消費機器調査等を行うことから、開栓を行う必要はない。

B：まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース

導管

※両者の作業は連続しない。

小売

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査を実施。
- ガス小売事業者による消費機器調査が終了していないため、内管漏えい検査終了後に閉栓を行う。

- 小売供給開始時に、消費機器調査のための開栓を行う。

C：まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース

小売

導管

（注）この場合、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者による内管漏えい検査終了前に、ガス種の適応性確認等の消費機器調査等を行うこととなるが、漏えい検査前の内管にガスを流すこととなるため、こうした順序で作業がなされることは保安上適当ではない（詳細は保安対策WGにおいて整理。）。

D：一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース

両者から委託を受けた者

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査終了後、続けて消費機器調査等を実施。

（注）例えば、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から委託を受けた場合には、この類型に整理されることとなる。

（注1）ケースAにおいては、需要家の利便性を損なわない観点から、需要家宅を往訪する時刻等について、導管事業者と小売事業者は緊密に連携することが適当。

（注2）ケースCについては、既に保安対策WGにおいて整理済み。

2② 具体的な措置について

- 新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合には、①当該関連会社等に対して直接委託するケースと、②当該既存ガス会社を通じてその関連会社等に委託するケースが想定されるところ。
- まず、ケース①の場合には、**以下の行為を、既存ガス会社の関連会社等の「望ましい行為」として位置付けること**としたい。^(注1)

- (a)新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託すること。**^(注2)
- (b)新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと。**^(注3)

(注1) 「望ましい行為」とは、既存ガス会社の関連会社等が、ガス事業の健全な発達を図るために積極的に取り組むべき行為。「問題となる行為」とは、ガス事業法の規定に基づく業務改善命令等が発動される原因となり得る行為であるが、そもそもこうした関連会社等は同法の射程外であるため、何らかの行為を「問題となる行為」として位置付け、当該関連会社等がこれに違反した場合に、同法の規定に基づく業務改善命令等を発動することができない。また、こうした既存ガス会社の関連会社等に係る「望ましい行為」については、ケース②の場合においても同様。

(注2) 既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい。また、現在、既存ガス会社はその関連会社等に対して、消費機器調査等の業務を一括して委託しているところ（この場合の単価を仮にA円とする。）、例えば、新規参入者が比較的容易な消費機器調査は自らが行う一方、手間暇のかかる消費機器調査のみを関連会社等に委託する場合には、その理由が合理的に説明できる金額である範囲内において、A円よりも高い単価を請求したとしても上記の規律を逸脱していることにはならない。他方、単に需要密度の差異を理由に単価を異ならしめることは、上記の規律を逸脱しているものとして整理する。これらの考え方は、次頁の(c)においても同様。

(注3) 既存ガス会社の関連会社等は、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが望ましい。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。さらに、既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。

2 ② 具体的な措置について

- 次に、ケース②の場合には、**以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けること**したい。
 - (a) **正当な理由なく^(注4)、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会社等に委託してほしいという当該新規参入者からの要請に応じないこと。**^(注5)
 - (b) **新規参入者に係る消費機器調査等の業務を受託する中で得た情報を用いて、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。**^(注6)
- また、いずれの場合においても、**以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けること**したい。
 - (c) **既存ガス会社がその関連会社等に対して、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないこと。**^(注7)
 - (d) **既存ガス会社がその関連会社等に対して、当該関連会社等が新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことを求めないこと。**^(注8)

(注4) 「正当な理由」の具体例としては、既存ガス会社の関連会社等の人員・体制等に余力がないことから、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を物理的に受託できない場合などである。

(注5) 既存ガス会社においてはその小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者からの要請に応じることも考えられる。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。

(注6) 当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが必要。

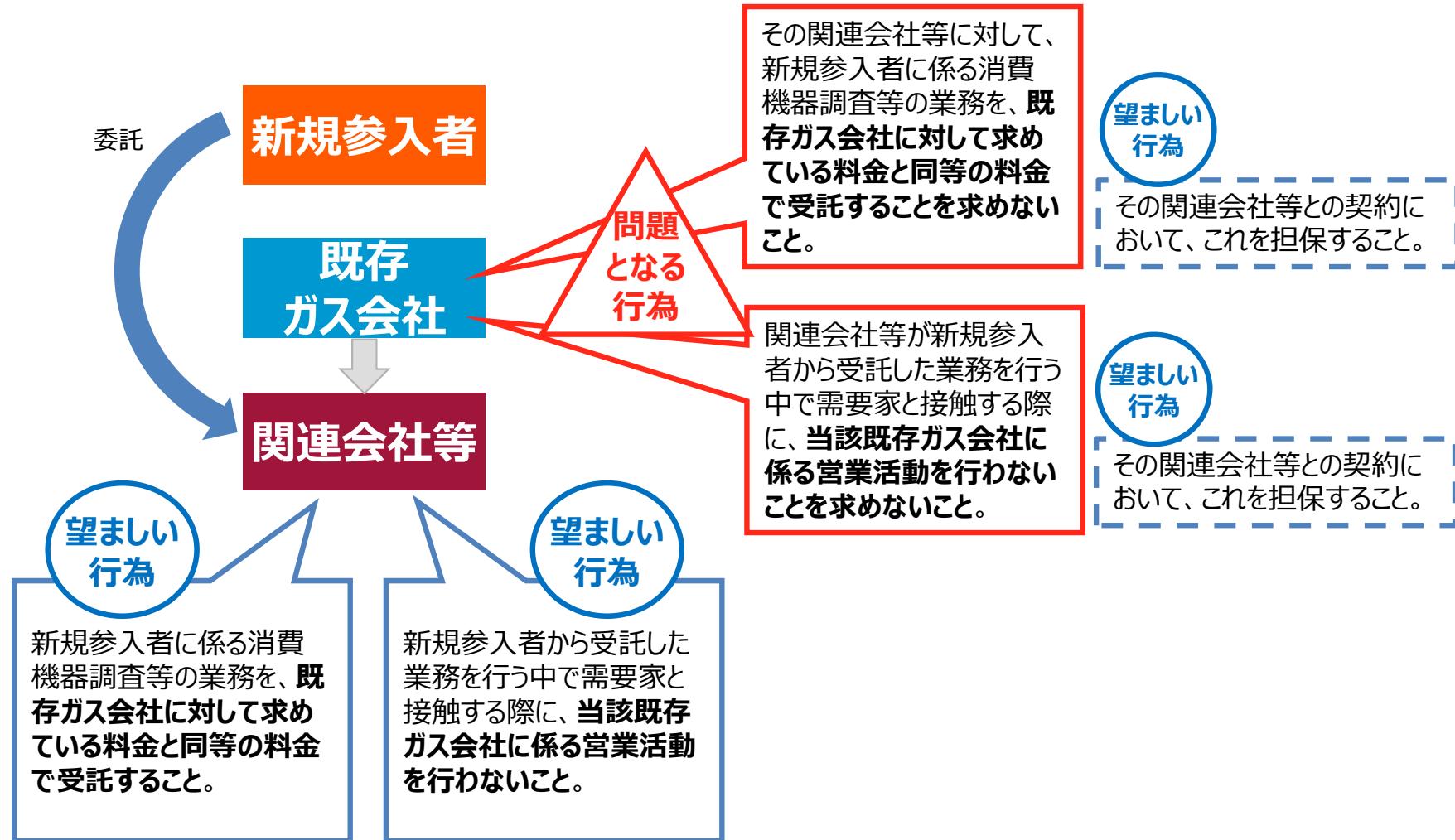
(注7) 既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい。また、ケース②の場合には、既存ガス会社は、新規参入者に係る消費機器調査等の業務の再委託に係る事務を行っていることから、合理的に説明できる金額である範囲内において、新規参入者に対して事務手数料を求めるることは妨げられない。また、既存ガス会社はその関連会社等に適切な消費機器調査等を行わせるため、システム費や人材育成費等を負担していることが一般的であることから、当該既存ガス会社は、合理的に説明できる金額である範囲内において、その費用の一部を新規参入者に対して求めるることは妨げられない。

(注8) 既存ガス会社はその関連会社等に対して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことを求めが必要。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。加えて、既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。

2 ② 具体的な措置について

消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合のイメージ

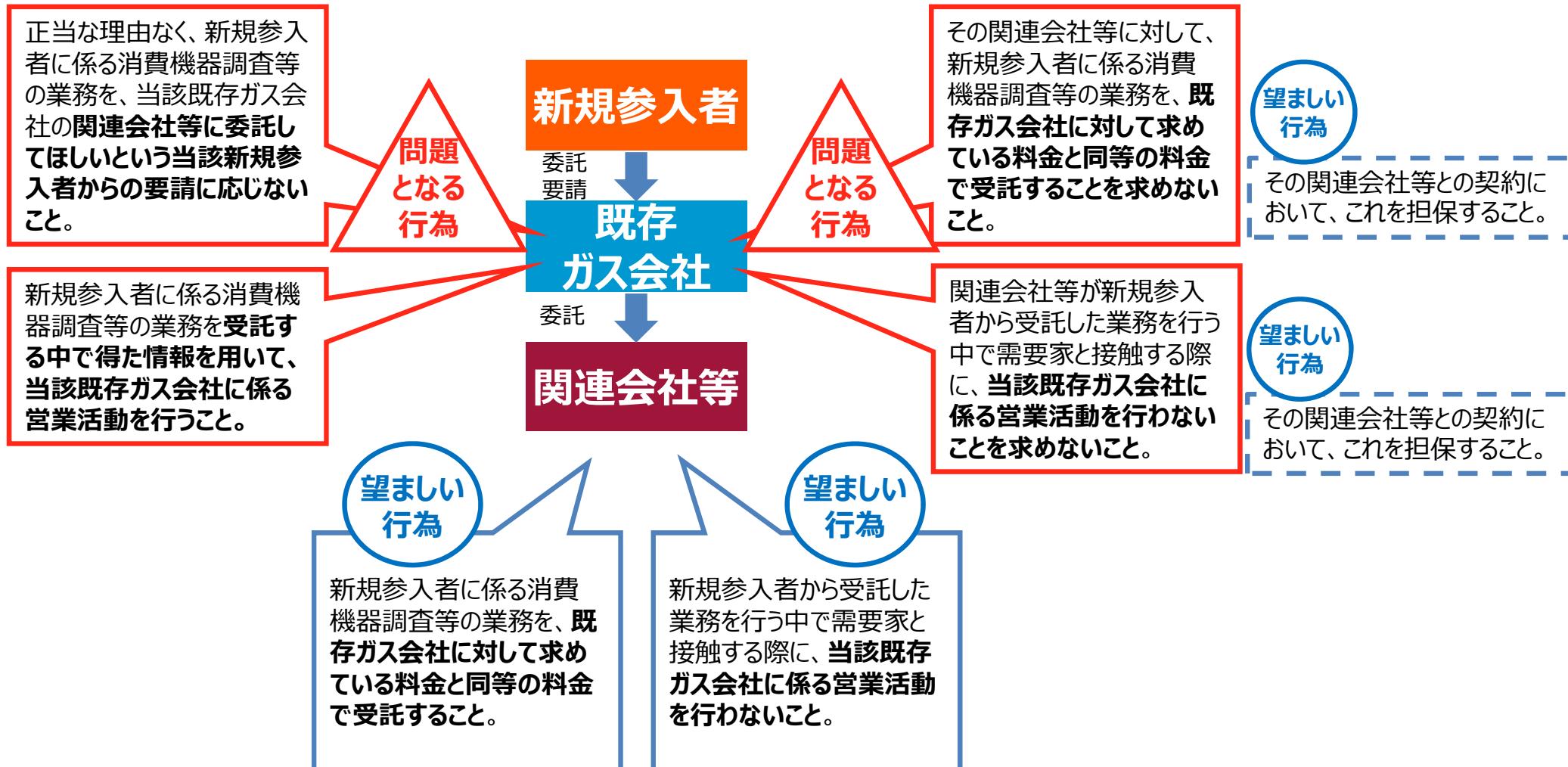
①：関連会社等に直接委託するケース



2 ② 具体的な措置について

消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合のイメージ

②：既存ガス会社を通じてその関連会社等に委託するケース



2 ② 具体的な措置について

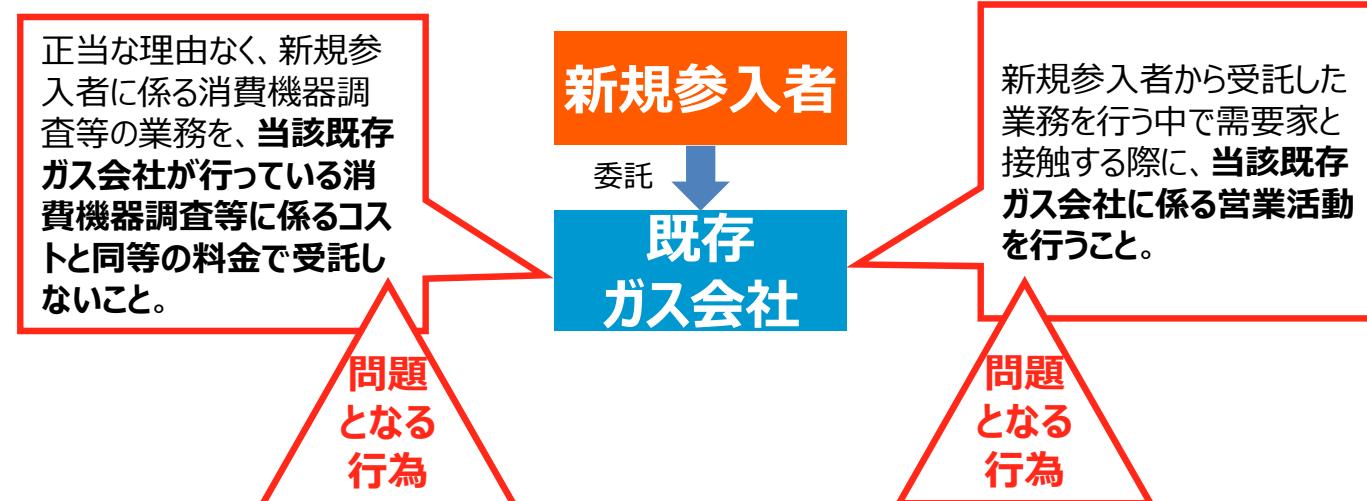
- 次に、新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託することも想定されるところ、こうした委託が円滑に行われ得る環境整備をどのようにして行うかが論点。
- この点、本論点については、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることしたい。（注1）
 - (a)正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社が行っている消費機器調査等に係るコストと同等の料金で受託しないこと。（注2）
 - (b)新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。（注3）

（注1）既存ガス会社においてはその小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者から受託することも考えられる。ただし、この場合には、(b)に記載しているとおり、新規参入者から得た情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことは認められない。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。

（注2）料金の考え方は、11頁の注2、12頁の注7における考え方と同様。また、「正当な理由」の考え方は、12頁の注4における考え方と同様。

（注3）既存ガス会社が、当該既存ガス会社に係る営業活動は行っていないものの、需要家と接触する機会を捉えて、当該新規参入者が営むガス小売事業の妨害行為を行った場合には、上記の規律に抵触しているものとして整理する。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。

消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託する場合のイメージ



2 ③ 国による監視と小売全面自由化後の検証について

<国による監視について>

- 既存ガス会社やその関連会社等に対しては、前述のような措置を講ずることとしたところであるが、**小売全面自由化後は、こうした措置が適切にワークしているか否かをしっかりと確認することが必要である。**
- このため、既存ガス会社やその関連会社等が新規参入者に対して求める受託料金などについて紛争が生じた場合には、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会は、既存ガス会社に対して報告徴収を行うことなどにより、前述の規律が遵守されているかどうかを確認することとしたい。

<小売全面自由化後の検証について>

- 前述のような措置を講ずる理由は、現在、消費機器調査等については、既存ガス会社やその関連会社等が圧倒的なノウハウを有しているところ、**小売全面自由化実施当初からガス小売事業者間の競争を活性化し、需要家の利益を最大化するためには、消費機器調査等の受託などについて一定の規律が必要である**と考えられたためである。(注)
- 他方、今後、例えば、①新規参入者がその関連会社を活用するなどして自ら消費機器調査等を実施するようになったり、②消費機器調査等を行う事業に参入する主体が多数現れるようになった場合には、既存ガス会社側に対してのみ、前述のような規律を存置する合理性が乏しくなることも想定されるところである。
- このため、こうした規律を引き続き存置せる必要があるか否かについては、**小売全面自由化後の適切なタイミングで改めて検証することとしてはどうか。**

(注) ガス事業法上、消費機器調査や危険発生防止周知はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、これらの業務は、ガス小売事業者が自らの責任において行うことが基本。